

標準処理期間の設定について

音更町農業委員会は、農地法第3条許可の事務処理について申請書受付から許可までの標準処理期間を以下のように定め、迅速な事務処理による行政サービスの向上に努めてまいります。

| 根拠法令 | | 標準処理期間 |
|------|--------|--------|
| 農地法 | 第3条第1項 | 30日 |